

2 地域情報化基本計画とは

2.1 計画の位置づけ

市の最上位計画である総合計画は、10年間の市のまちづくりの方向を示したものであり、平成26年（2014年）4月からは、新たに西東京市第2次総合計画⁹に基づくまちづくりがスタートします。

地域情報化基本計画は、総合計画に掲げるまちづくりの方向に沿って策定する個別計画であり、総合計画が掲げる基本構想・基本計画を実現するため、具体的な施策・事業を展開していきます（図1）。

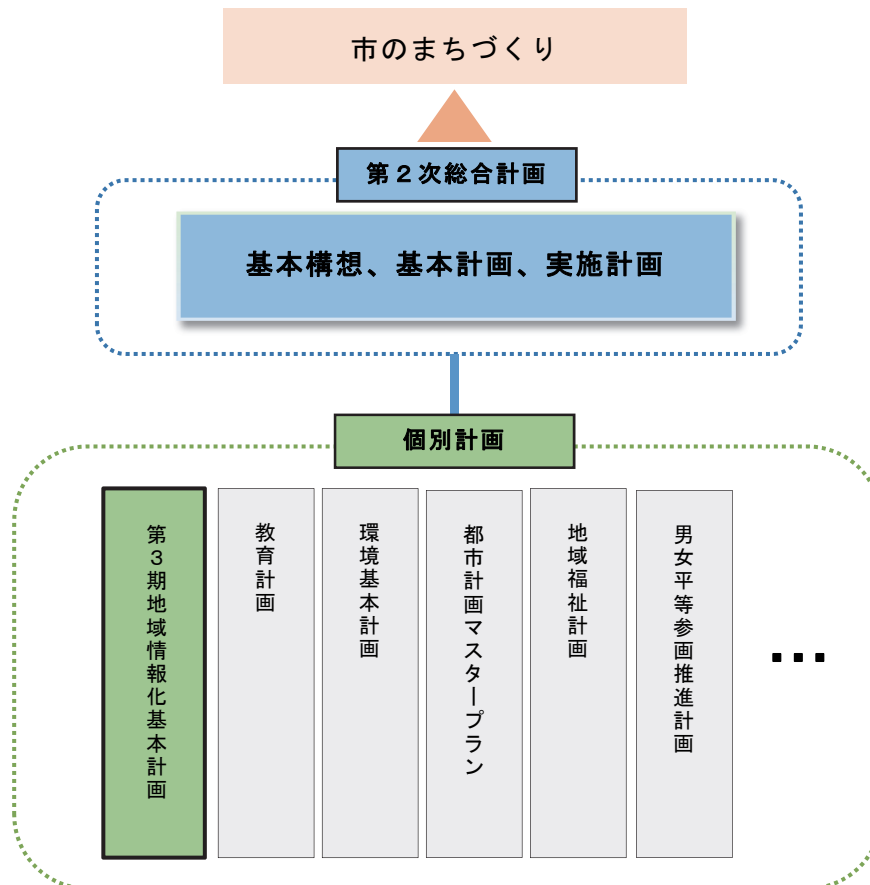


図1 第2次総合計画と第3期地域情報化基本計画との関係

⁹ 西東京市第2次総合計画：平成26年（2014年）4月から10年間の西東京市の総合計画で、基本構想（まちづくりの理念）、基本計画（まちづくりの施策）、実施計画（施策を達成するための具体的な事業）から構成されています。

2.2 第2次総合計画におけるまちづくりの課題と地域情報化基本計画

第2次総合計画では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」という基本理念をかなえるため、4つの理想のまち（将来像）を掲げました。そして、めざす理想と現実との差を「まちづくりの課題」とし、まちづくりの課題を解決するため、6つのまちづくりの方向を示しています。

市のまちづくりの課題は、「地域コミュニティの再構築」、「地域の自立と行財政改革の推進」、「少子高齢化への対応と協働によるまちづくり」、「みどりの保全と低炭素社会づくりの推進」、「都市基盤整備と防災・防犯対策の推進」、「産業の振興と地域経済の活性化」、「まちの魅力の向上と内外へのアピール」の7つが挙げられています。

個別計画である地域情報化基本計画は、第2次総合計画のめざすまちづくりを情報化の視点で支え、6つのまちづくりの方向の実現を目指します（図2）。



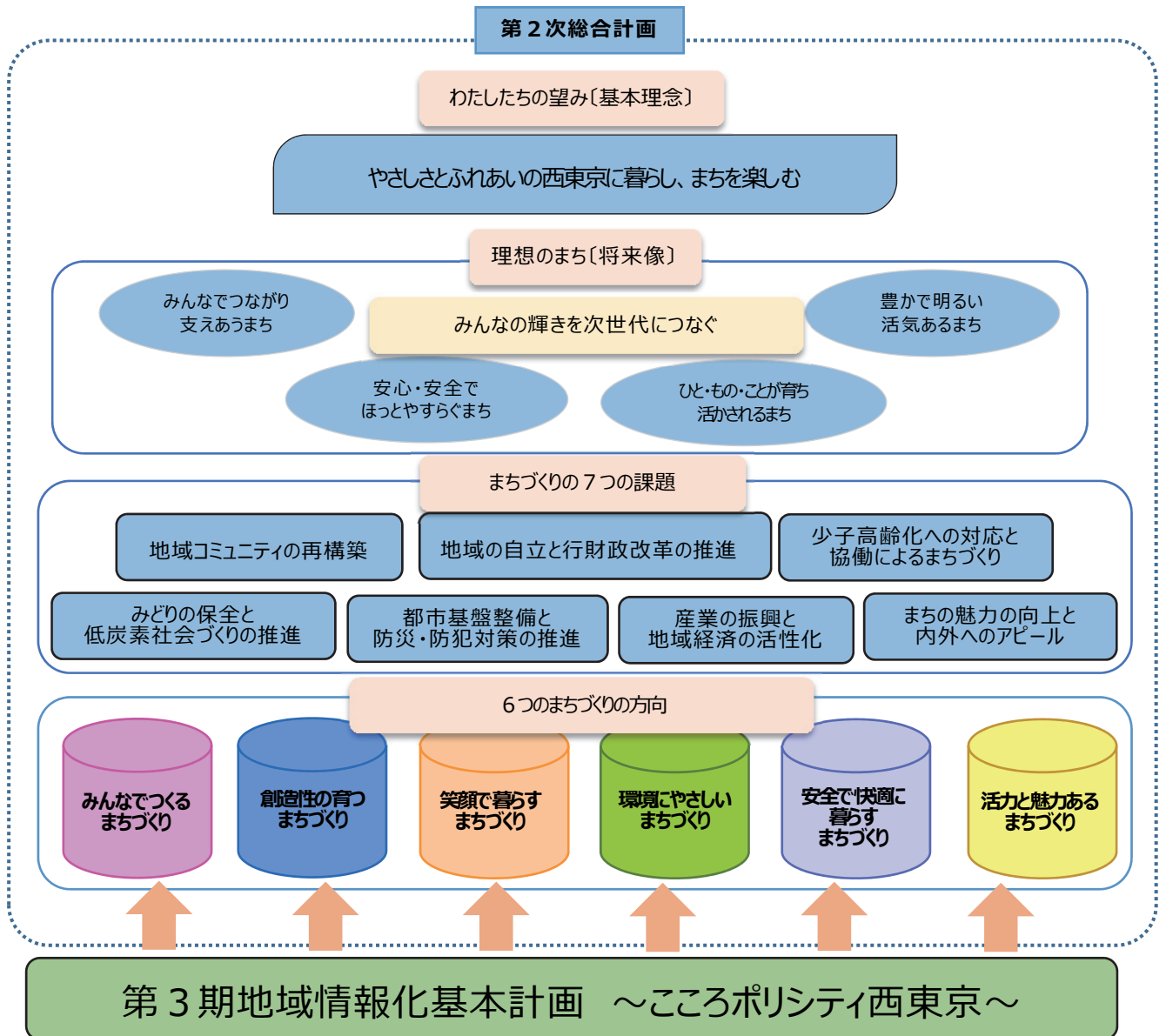


図2 まちづくりの課題と解決の方向性

2.3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間とします（図 3）。

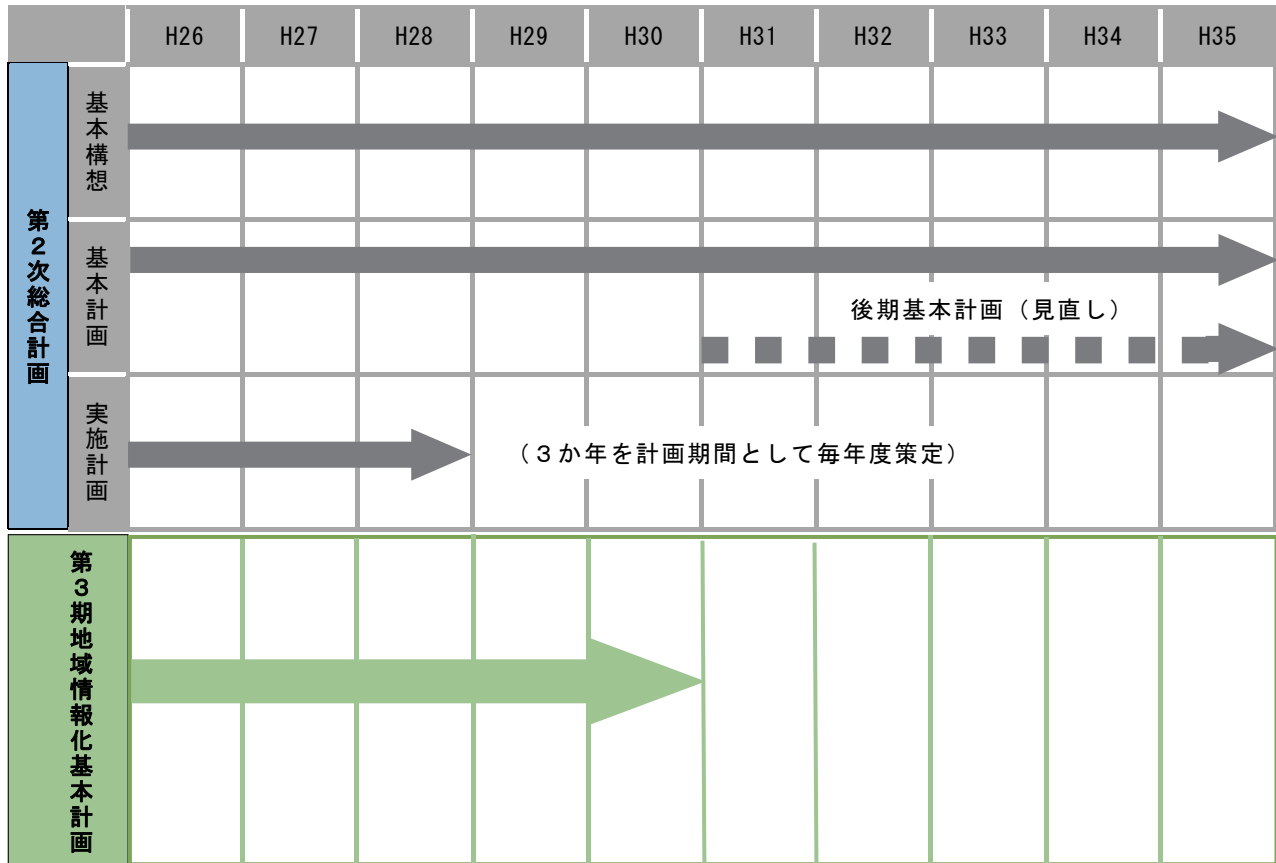


図 3 地域情報化基本計画の対象期間

2.4 計画の推進体制

市では、地域情報化基本計画を推進する庁内の体制として、CIO¹⁰（最高情報責任者）を部長とする情報化推進本部を設置しています。情報化推進本部は、地域情報化や電子自治体を推進するための計画や庁内における情報システムの導入などの検討を行う、全体的な立場から統括する組織です。情報化推進本部には CIO を補佐する情報政策専門員も出席し、市の情報化に関する専門的見地からの助言を行っています。

情報化推進本部の補助機関として、具体的な検討を行う情報化推進本部部会、情報セキュリティを統括する情報セキュリティ対策会議、システム調達を適正に行うための情報システム等審査選定委員会があり、情報化推進本部の方針を受けて地域情報化基本計画を推進しています。

また、各部署には、所掌する事務事業の情報化を推進するために、情報化推進責任者や情報

¹⁰ CIO (Chief Information Officer : 最高情報責任者) : 情報戦略の最高責任者

化推進員を置いています（図4）。

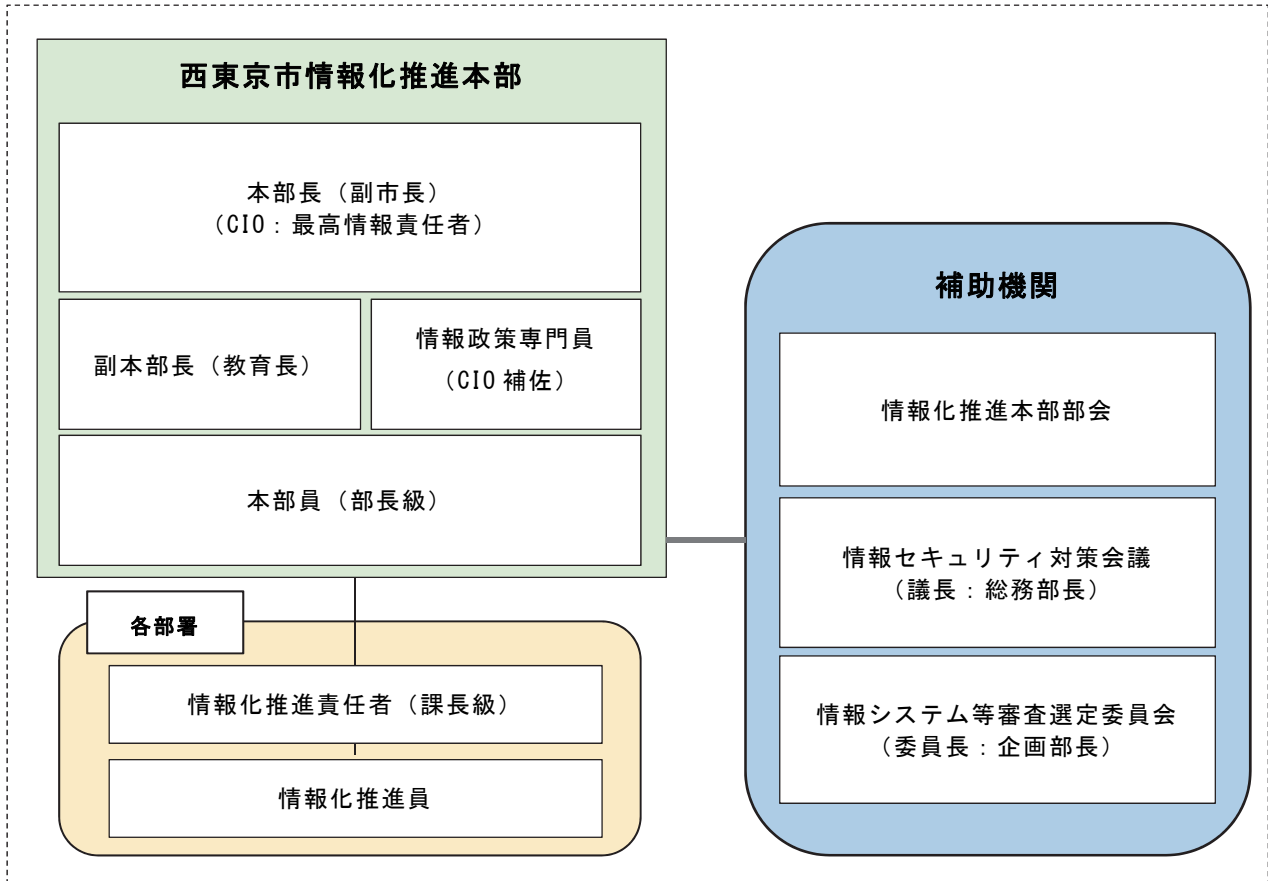


図4 地域情報化基本計画の推進体制図